

四
發行方法
三
用振等替法の適
二
の法發号名
條律行稱
項及の及
び根び
そ拠記
一
平件十第政財
成等九六府務
二を年号資省
十次四年一金告
九の月第調示
年と十五達第

| 八 | 七 | 六 | 五 | |
|-------------------|--|---|---|--|
| 口 イ | | 口 イ | | |
| 額 最 | 払 | 發 | 方 募 | |
| 低 行 争 非 者 特 国 入 價 | 込 行 争 非 者 特 国 入 價 | 行 争 非 者 特 国 | 入 價 法 入 | |
| 額 入 價 ・ 別 債 札 格 | 入 價 ・ 別 債 札 格 行 | 入 價 ・ 別 債 | 札 格 決 | |
| 面 札 格 第 参 市 発 競 金 | 札 格 第 参 市 発 競 | 札 格 第 参 市 | 發 競 定 | |
| 金 發 競 I 加 場 行 争 額 | 發 競 I 加 場 行 争 額 | 發 競 I 加 場 | 行 争 の | |
| 五 万 円 | 五 二 六 二 万 千 十 兆 円 四 六 六 百 万 千 四 三 五 十 千 百 七 六 七 億 百 十 八 円 三 千 億 三 五 百 千 四 九 十 百 | 額 億 額 面 八 面 金 千 金 額 万 額 で 円 で 二 千 二 兆 四 六 百 千 四 五 百 五 十六 億 五 十 三 | 込 募 各 当 も 各 み 限 国 て の 申 の 度 債 る か 込 応 額 市 。 ら み 募 の 場 そ の 額 範 特 の う を 圏 別 応 ち 割 内 参 募 応 り に 加 額 募 当 お 者 を 價 て い ご 順 格 る て と 次 の . 各 の 割 高 申 応 り い 非 | 価 一 格 国 競 債 争 市 入 場 札 特 發 別 行 參 「 加 と 者 い 。 う 第 。 I 非 |

| 十 六 | 十 五 | 十 四 | 十 三 | 十 二 | 十 九 | 十 一 | 九 | | | | | | |
|--|---|--|---|---|---|---|---|---|---|---|--|--|--------|
| 払 者 | 入 場 | 元 金 | 償 還 | 償 還 | 行 争 | 非 者 | 特 別 | 国 債 | 入 債 | 価 格 | 發 行 | 行 行 | 振 替 |
| 込 期 | 札 参 | 所 支 | 金 金 | 期 期 | 札 格 | 第 參 | 市 市 | 發 競 | 競 價 | 加 場 | 行 爭 | 格 日 | 單 位 |
| 日 加 | 加 払 | 額 額 | 限 限 | 發 競 | I | 加 場 | 行 爭 | 格 日 | | | | | |
| 平 成 二 十 九 年 四 月 十 日 受 け た 者 | 財 務 大 臣 か ら 通 知 つ を き 受け た 者 | 日 本 銀 行 百 円 に う 、 つ。 そ が 月 、 期 十 年 、 十 月 、 翌 行 日 休 業 業 日 日 | 額 面 金 額 を き 支 金 と 、 償 還 年 、 期 十 年 、 月 、 月 、 行 日 休 業 業 日 日 | 償 還 ・ 期 限 償 還 札 格 第 參 市 發 競 I | 當 た し と 、 九 九 九 年 十 月 十 月 九 年 四 月 十 日 百 円 百 円 七 錢 | 平 成 大 臣 か ら 通 知 つ を き 受け た 者 | 平 成 大 臣 か ら 通 知 つ を き 受け た 者 | 厘 面 金 額 の 百 円 に ぞ に つ れ き の 百 円 募 七 錢 | す 成 。整 數又 百 百 円 ぞ に れ つ の 応 百 円 七 錢 | 額 面 上 額 額 百 年 ぞ に 月 月 き の 百 円 七 錢 | 額 額 金 額 額 百 年 年 月 月 十 日 十 日 百 円 七 錢 | の 記 載 法 規 定 に 額 は よ る 最 低 額 口 座 金 簿 | |
| | | に に | | | | | | 五 二 | | | | | |